

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第37号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項本文中「6月」の次に「及び12月」を加え、「、12月に支給する場合においては100分の120」を削り、同項ただし書中「6月」の次に「及び12月」を加え、「、12月に支給する場合においては100分の100」を削り、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合においては100分の60」を「100分の95」とあるのは「100分の55」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項本文中「及び12月」を削り、「100分の115」を「100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」に改め、同項ただし書中「及び12月」を削り、「100分の95」を「100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。